

○登別市議会基本条例に係る活動検証等の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市議会基本条例（平成23年条例第8号。以下「基本条例」という。）第18条及び第22条の規定に基づく、継続的な議会改革の推進及び基本条例の見直し手続のため、議会活動の検証及び課題の抽出並びに基本条例の目的の達成度についての検討（以下「活動検証等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものです。

(活動検証等の対象)

第2条 活動検証等の対象は、基本条例に規定する各条項における議会及び委員会の取組事項とします。

(活動検証等の実施時期及び対象期間)

第3条 活動検証等は、2年ごとに議会運営委員会において実施するものとし、実施月は4月とします。

2 活動検証等の対象期間は、検証等を実施する年の前々年度から前年度までとします。

(活動検証等の方法)

第4条 活動検証等は、基本条例チェックシート（別記様式第1号。以下「チェックシート」という。）及び基本条例チェックシート基礎調査表（別記様式第2号。以下「チェックシート基礎調査表」という。）により実施するものとします。

2 議会運営委員会は、前項のチェックシート及びチェックシート基礎調査表に基づき、議会及び委員会の取組に係る実施状況について確認し、基本条例遵守の検証及び課題等を抽出し把握するものとします。

(活動検証等の結果の報告)

第5条 議会運営委員会は、前条の規定により実施した活動検証等の結果を、議長に報告するものとします。

(活動検証等の結果の公表及び引継)

第6条 前条の規定により報告された活動検証等の結果は、活動検証等を実施した年の5月に登別市議会ホームページで公表するものとします。

2 議長及び委員会の委員長は、活動検証等の結果、抽出された課題等について後任者に引継するものとします。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って別に定めるものとします。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行します。

※平成25年度及び平成26年度の活動検証等の実施時期及び対象期間

実施時期：平成27年4月

対象期間：平成25年4月から平成27年3月まで